



福岡医発第 2047 号 (地)

平成 25 年 11 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

建築物の適切な維持管理について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、医療施設の防火・防災安全体制の徹底及び点検等につきましては、平成 25 年 10 月 15 日付け福岡医発第 1706 号 (地) 等にて貴職宛ご連絡申し上げているところです。

今般、福岡県建築都市部 (建築指導課) において、有床診療所対象の防火扉等の緊急点検に引き続き、国土交通省の指導に基づき県内の一定の病院及び診療所に対し、下記事項について点検を実施する旨、別添のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、対象医療機関より問合せ等ございましたらご対応下さいますようお願い申し上げます。

なお、県内の有床診療所に対しては、県庁同課より直接依頼がなされておりますことを申し添えます。

記

1 点検内容

- (1) 増改築等の有無
- (2) 防火設備の状況

2 報告先

所在地を管轄する県内各県土整備事務所建築指導課 (別紙参照)

3 報告期限

平成 25 年 12 月 13 日 (金)

4 問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建築指導係 (担当: 中村、松本)

Tel 092-643-3721

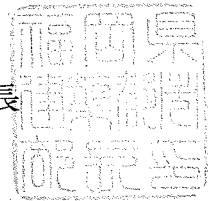
25 建第 2033 号

平成 25 年 11 月 22 日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
社団法人福岡県助産師会長

殿

福岡県建築都市部長
(建築指導課)



建築物の適切な維持管理について

本県の建築行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

10月11日未明に発生しました福岡市内の診療所の火災状況を踏まえ、福岡県では10月17日から有床診療所を対象に防火扉等の緊急点検を行い、是正箇所のある場合は改善指導を行ったところです。

上記点検に引き続きまして、県では国土交通省の指導に基づき県内の一定の病院及び診療所に対し下記の2点について点検を実施し、報告をしていただくこととしています。

つきましては、別紙のとおり貴会会員の有床診療所の所有者・管理者の方に依頼しておりますのでお知らせいたします。

記

1 点検内容

- (1) 増改築等の有無
- (2) 防火設備の状況

2 報告先

所在地を管轄する県内各県土整備事務所建築指導課
(管轄市町村は別紙参照)

3 問い合わせ先

福岡県建築都市部建築指導課建築指導係 中村、松本 TEL:092-643-3721



○県土整備事務所建築指導課 一覧

事務所名 所在地	担当部局名 電話・FAX	管轄区域
福岡県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 〒812-0053 福岡市東区箱崎1-18-1 粕屋総合庁舎 (直) 092-641-0169 (FAX) 092-632-8677		古賀市 粕屋郡 糸島市
久留米県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 〒839-0865 久留米市新合川1-7-27 (直) 0942-44-5225 (FAX) 0942-41-4163		小郡市 うきは市 三井郡
那珂県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 〒816-0943 大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎 (直) 092-571-0026 (FAX) 092-513-5607		筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市、筑紫郡
北九州県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-7-1 八幡総合庁舎 (直) 093-691-4585 (FAX) 093-601-8845		中間市 遠賀郡 宗像市 福津市
飯塚県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎 (直) 0948-21-4945 (FAX) 0948-26-5251		飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡
南筑後県土整備事務所柳川支所 建築指導課 〒832-0823 柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎 (直) 0944-72-7210 (FAX) 0944-74-3890		柳川市 大川市 みやま市 三潞郡
八女県土整備事務所 建築指導課 〒834-0063 八女市大字本村字深町25 八女総合庁舎 (直) 0943-22-6993 (FAX) 0943-23-7722		八女市 筑後市 八女郡
朝倉県土整備事務所 建築指導課 〒838-0068 朝倉市大字甘木2014-1 朝倉総合庁舎 (直) 0946-22-4140 (FAX) 0946-22-4169		朝倉市 朝倉郡
京築県土整備事務所 建築指導課 〒828-0021 豊前市大字八屋2007-1 (直) 0979-82-3364 (FAX) 0979-83-3215		行橋市 豊前市 京都郡 築上郡
田川県土整備事務所 建築指導課 〒825-0002 田川市大字伊田4543-1 (直) 0947-42-9117 (FAX) 0947-42-8760		田川市 田川郡
直方県土整備事務所 建築指導課 〒822-0025 直方市日吉町9-10 直方総合庁舎 (直) 0949-22-5639 (FAX) 0949-22-5644		直方市 宮若市 鞍手郡

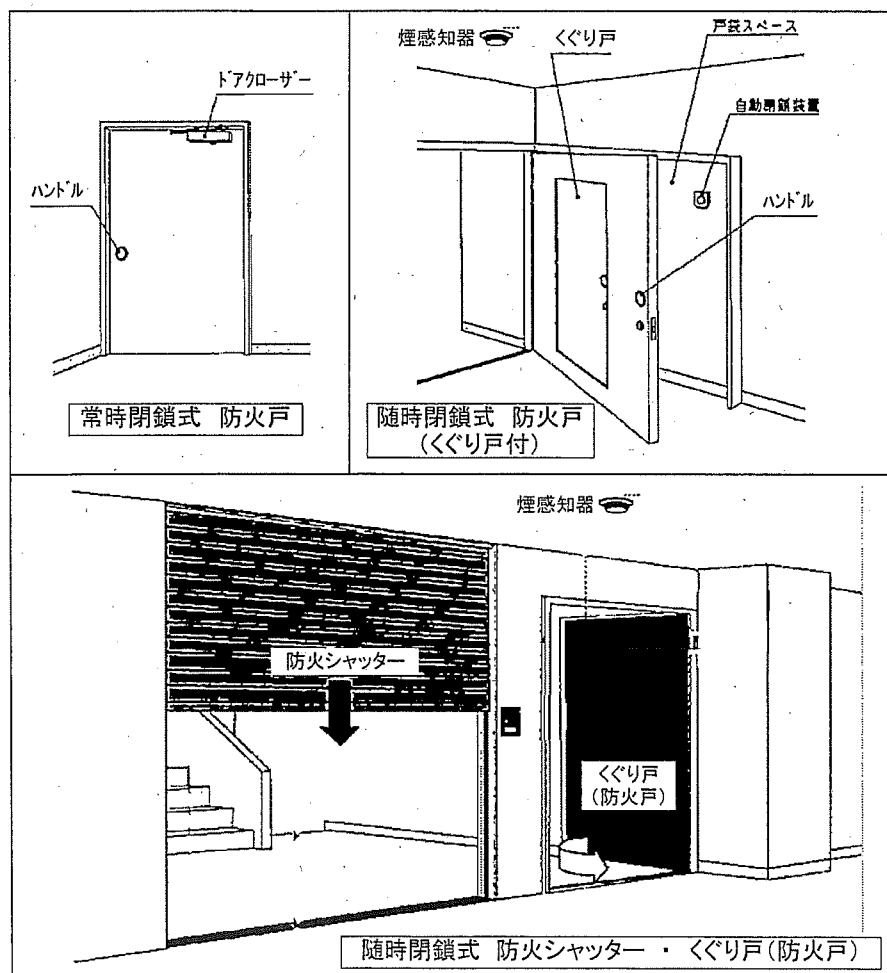
問 1	記入日			平成 年 月 日			調査者			☐ 所有者・管理者 ☐ 一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 特殊建築物等定期報告資格者																									
	報告者									電話番号																									
	建物名称																																		
	郵便番号						電話番号																												
	建物所在地																																		
	所有者・管理者 ※どちらかに○を付けてください		住所																																
氏名																																			
		電話番号																																	
問 2	竣工年月日			昭和・平成 年 月 日			建築確認済証 ☐ 有 ☐ 無			検査済証 ☐ 有 ☐ 無																									
	増築、改築、 用途変更等 の経過		☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 用途変更	昭和・平成 年 月 日			建築確認済証 ☐ 有 ☐ 無			検査済証 ☐ 有 ☐ 無																									
			☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 用途変更	昭和・平成 年 月 日			建築確認済証 ☐ 有 ☐ 無			検査済証 ☐ 有 ☐ 無																									
			☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 用途変更	昭和・平成 年 月 日			建築確認済証 ☐ 有 ☐ 無			検査済証 ☐ 有 ☐ 無																									
			☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 用途変更	昭和・平成 年 月 日			建築確認済証 ☐ 有 ☐ 無			検査済証 ☐ 有 ☐ 無																									
		☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 用途変更		昭和・平成 年 月 日			建築確認済証 ☐ 有 ☐ 無			検査済証 ☐ 有 ☐ 無																									
問 3	県土整備事務所の緊急点検を受けましたか (H25.10.17～11.5)			☐ 受けた：緊急点検日 平成25年 月 日 指摘 ☐ 有 指摘箇所の是正 ☐ 済 ☐ 未(是正完了予定 年 月 日) ☐ 無 <u>※以降の間4、5の内容は答えていただくなくて結構です。ご質問はここまでです。</u>																															
				☐ 受けてない <u>※間4以降の内容にお答えください。</u>																															
問 4	主要用途			☐ 病院 ☐ 診療所 ☐ その他()																															
	構造			☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ 木造 ☐ その他() ※複合の場合は該当する構造すべて「レ」をお付けください。																															
	敷地面積						m2																												
	建築面積						m2																												
	延べ床面積						m2																												
	階別床面積		地上	5				m2		※用途：病院、診療所、自宅、寮などをご記入ください <table border="1" style="margin-top:10px; width:100%;"> <tr> <td rowspan="7" style="text-align:center; vertical-align:middle;">階数別 用途</td> <td>地上</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </table>				階数別 用途	地上	5		地上	4		地上	3		地上	2		地上	1		地下	1		地下	2	
			階数別 用途	地上	5																														
				地上	4																														
地上				3																															
地上				2																															
地上				1																															
地下				1																															
地下	2																																		
地上	4				m2																														
地上	3				m2																														
地上	2				m2																														
地上	1				m2																														
地下	1				m2																														
地下	2				m2																														

問 5	防火戸・防火シャッター	☐ 有(箇所) ☐ 無 ※防火戸が無い場合は、以降の内容には答えていただくなくて結構です。
	①常に閉まる状態(常時閉鎖)の防火戸は、急激に閉まらない(はさまれたりしない)・閉まるまでに時間がかかりすぎない(20秒以内)・最後までちゃんと自動で閉まるなど適正に作動しているか。	
	☐ 良(箇所) ☐ 不良(箇所)	
	②煙や熱を感知して作動する(随時閉鎖)防火戸や防火シャッターは、3年以内に専門業者によって点検しているか。	
	☐ 有(平成 年 月 日) ☐ 無	
	③大きな防火戸(3㎡以上)及び防火シャッターがあるか。	
☐ 有 ☐ 無 「有」の場合 <ぐり戸有(箇所) <ぐり戸無(箇所)		
④防火戸の開く方向は、避難する方向に開くことができるか。		
☐ 可(箇所) ☐ 不可(箇所)		
⑤防火戸や防火シャッターの閉鎖において、障害となる物品等を置いていたり、ストッパー等で扉を固定し閉まらない状態になっていたりしないか。		
☐ 良(箇所) ☐ 不良(箇所)		
⑥避難経路となる、階段→廊下→出口に、障害となる物品等を置いてないか。		
☐ 良(箇所) ☐ 不良(箇所)		

ご協力ありがとうございました。

なお、この調査は国土交通省の指導により行っているものであり、消防庁等他の調査と重なっているものではありません。

○参考図



記入要領

○記入に際しての説明

問 1

- ・建物の所在地、名称等をご記入ください。
- ・「報告者」欄は、自己点検の場合は、所有者又は管理者名をご記入ください。建築士等が報告される場合は、その旨ご記入ください。

問 2

- ・竣工（新築）当初、及びその後増改築等を行った際の建築年月日を記入してください。また、建築基準法にかかる確認済証及び検査済証の有無をご記入ください。

問 3

- ・平成25年10月17日～11月5日までにを行った、福岡県の各県土整備事務所建築指導課の緊急点検を受けた場合はその年月日及び状況等をご記入ください。以降、問4、5は記入の必要はありません。
- ・受けてない場合は、問4以降もご回答ください。

問 4

- ・「主要用途」欄は、建物の中で一番床面積が大きい用途に「レ」を付けて下さい。（例）病院部分：300㎡、自宅部分：100㎡、寮：150㎡といった場合の主要用途は「病院」となります。
- ・「構造」欄は、建物の構造に適合する部分に「レ」を付けて下さい。一つの建物の中に二つ以上の構造がある場合は、複数に「レ」を付けて下さい。
- ・「階数別用途」において、同一階に複数の用途がある場合は、それぞれの用途とその床面積をご記入ください。

問 5

- ・防火戸、防火シャッターがある場合にお答えください。
- ・①：通る際に手で開く扉で、通常は常に閉まっている状態（常時閉鎖）の防火戸において、開いて閉まる際に扉が急激に閉まらず、また閉まりきるまでに時間がかかりすぎないことが求められますので、その状況を確認してください。
- ・②：煙や熱を機器が感知して作動する（随時閉鎖）防火戸等については、専門業者しか点検できません。よって過去3年において専門業者に点検をしてもらっているかをご確認ください。
- ・③：階段や主要な廊下など、避難する際に通る経路上に設置されている大きな防火戸（一般的に大面積3㎡以上）や防火シャッターの場合は、防火戸の内や付近に通り返けるための「くぐり戸」が設けられています。
- ・④：防火戸は、避難しやすいように避難する方向に押して開けることができる必要がありますので、ご確認ください。

- ・⑤：常時閉鎖式の防火戸は、常に閉まっていないといけないため、ひもやストッパー等で開いた状態にしていないか、また随時閉鎖式の防火戸等においては、閉鎖に係る部分に物品等を置いて非常時に閉まらないようになっていないかご確認ください。
- ・⑥：屋外に避難する際の経路となる、階段・廊下・出口に、避難の障害となる物品等がないか確認してください。

※棟が複数ある場合は、お手数ですが用紙をコピーし棟ごとにご提出ください。

○別添様式の報告先

別添管轄県土整備事務所一覧参照

○別添様式の報告方法

郵送、FAX、各県土整備事務所建築指導課窓口

○別添様式の報告期限

平成25年12月13日（金）